

【表紙サンプル】

定 款

株式会社 Sample Teikan

平成29年1月1日作成
年 月 日公証人認証
年 月 日会社成立

【中身サンプル】

株式会社 Sample Teikan 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社見本と称する

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. インターネット及び情報システムを利用した顧客サービス業務
2. インターネットのホームページの企画、制作、販売、運用及び保守に関する業務
3. インターネット広告に関するコンサルティング事業
4. 各種マーケティング業務
5. 上記各号に付随する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、1000 株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第 8 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(名義書換)

第 9 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法務省令で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録)

第 10 条 当社の株式につき質権の登録を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。その登録の変更、抹消についても同様とする。

(手数料)

第 11 条 前 2 条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎年 3 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することのできる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使することができる者を確定するために必要があるときは、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を 2 週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招集及び招集権者)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長がこれを招集する。
- 3 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権を行使できる株主全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく株主総会を開催することができる。
- 4 前項の招集通知は、書面であることを要しない。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

- 2 取締役社長に事故若しくは支障があるときは、他の取締役が議長となり、取締役全員に事故又は支障があるときは、株主総会において出席株主のなかから議長を選出する。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、その議決権の3分の2の以上をもって行う。

(株主総会議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第17条 当会社には、取締役1名以上を置く。

(取締役の選任)

第18条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 前項の選任については、累積投票の方法によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

(代表取締役及び社長)

第20条 当会社に取り締役を2名以上置く場合、取締役の互選により代表取締役1名を選定する。

2 当会社を代表する取締役は社長とする。

第5章 計 算

(事業年度)

第21条 当会社の事業年度は年一期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(余剰金の配当)

第22条 余剰金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

(余剰金の配当等の除斥期間)

第 23 条 余剰金の配当が、支払いの提供をした日から 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

第 6 章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第 24 条 当会社の設立時発行株式の数は 50 株とし、その発行価格は 1 株につき金 1 万円とする。

(設立に際して出資される財産の価格等又はその最低額及び資本金)

第 25 条 当会社の設立に際して出資される財産の価格は、金 300 万円とする。
2 当会社の成立後の資本金の額は、金 300 万とする。

(最初の事業年度)

第 26 条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成 30 年 3 月末日までとする。

(設立時取締役等)

第 27 条 当会社の設立時取締役等は、次のとおりとする。
設立時取締役 佐藤帝完

(発起人の氏名、住所、割当てを受ける設立時発行株式数等)

第 28 条 発起人の氏名、住所、発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及びこれと引き換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。
神奈川県川崎市北町十丁目 10 番 10 号
佐藤帝完 300 株 金 300 万円

(法令の準拠)

第 29 条 この定款に規定の無い事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社 Sample Teikan を設立するため、この定款を作成し、発起人が

次に記名押印する。

平成 29 年 1 月 1 日

発起人

神奈川県川崎市北町十丁目 10 番 10 号

佐藤 帝完



【裏表紙サンプル】

